



日医発第 1004号（介護）

令和 6 年 9 月 6 日

都道府県医師会介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

（公印省略）

令和 6 年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）へのご協力依頼について

令和 6 年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）により多くの介護サービス施設・事業所のご協力をいただきたいとのことで、厚生労働省より本会宛に調査協力の依頼がありました。

厚生労働省では、介護サービス施設・事業所における介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的に「令和 6 年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）」を実施するとのことです。

調査客体は層化無作為に抽出され、また、調査実施時期は令和 6 年 10 月であり、厚生労働省から調査対象の各施設・事業所へ 10 月頃に郵送にて調査票（依頼文）が発送されます。

なお、別添のとおり、法人本部（本社等）の方にもご協力いただくことで、より円滑かつ正確な回答を可能にするため、事前に届出いただいた法人本部の方に対して、傘下の調査対象施設・事業所分の調査票をまとめて送付する「一括送付」の仕組みを導入しているとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

（添付資料）

○令和 6 年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）へのご協力依頼について（令和 6 年 9 月 2 日老発 0902 第 1 号 厚生労働省老健局長通知）

○令和 6 年度介護従事者処遇状況等調査の実施について

以上

老発0902第1号
令和6年9月2日

公益社団法人
日本医師会 会長 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和6年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）へのご協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省では、介護サービス施設・事業所を対象として、「令和6年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）」を本年10月に実施する予定です。（別紙1）

本調査は、介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、今後の介護報酬改定のための基礎資料等として活用される重要なものとなることから、より多くの施設・事業所の皆様に御協力をいただきたいと考えております。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、貴団体より所属の施設・事業所に対し、調査への協力について周知いただくなど特段のご配慮をお願いいたします。

なお、法人本部の方にもご協力いただくことで、より円滑かつ正確な回答が可能となることをご要望があったことを踏まえ、事前に届出いただいた法人本部の方に対して、傘下の調査対象施設・事業所分の調査票をまとめて送付する「一括送付」を行うこととしていますので、併せてご周知をお願いいたします。（別紙2、3）

施設・事業所の方へのご案内 **介護従事者処遇状況等調査へのご協力をお願いいたします**

- 厚生労働省では、令和6年10月に「介護従事者処遇状況等調査」を実施する予定です。
- 本調査は、介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、今後の介護報酬改定のための基礎資料等として活用される大変重要な統計調査です。
- 調査票が届いた施設・事業所の皆さまにおかれましては、本調査へのご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【調査票の送付時期】

調査票の送付は10月頃を予定しています。

※本調査は無作為抽出調査のため、調査票が届かない事業所においては、今回の調査対象ではございません。

【調査票の提出期限】

インターネットによる回答：11月7日（木）（予定）までに調査専用サイトにご提出ください。

紙の調査票による回答：10月31日（木）（予定）までにご投函ください。

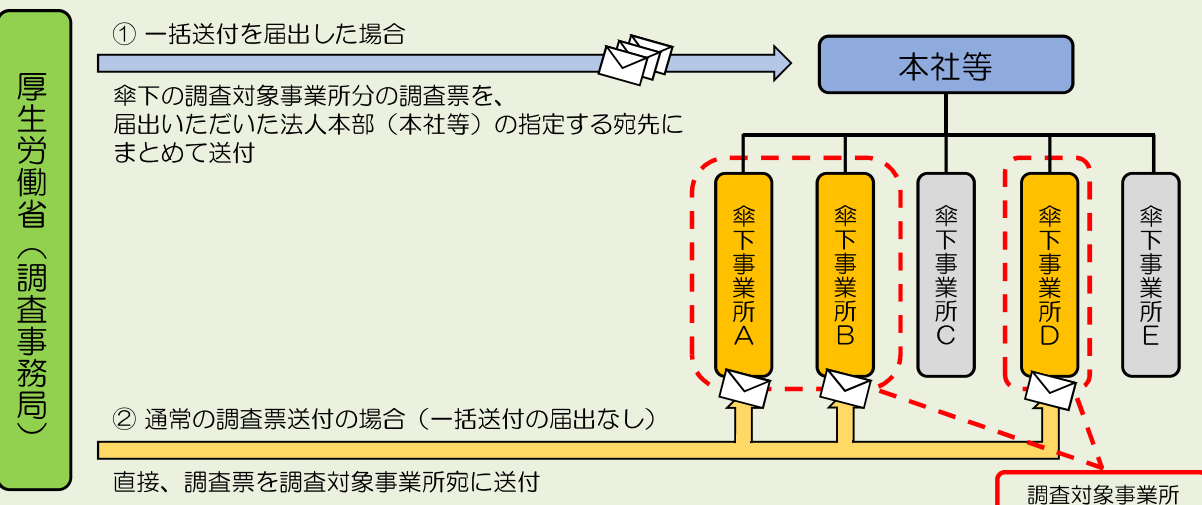
ご回答いただいた調査内容は、介護報酬改定の検討に活用されます。



※統計法第41条により、回答いただいた調査報告の秘密は厳守され、行政上の経営管理や税務調査のための資料といった、統計以外の目的に使用することはありません。

法人の方へのご案内「一括送付」の仕組みを導入しています

- 「一括送付」は、事前に届出いただいた法人本部（本社等）宛に、傘下の調査対象事業所分の調査票をまとめて送付する仕組みです（下図①）。
- 法人本部（本社等）の方にもご協力いただくことで、より円滑に回答ができるようになりますので、この仕組みについて、積極的にご活用いただくようお願いいたします。
 - ※ 「一括送付」の届出がない場合は、通常の調査方法（下図②）にて調査対象事業所宛に調査票を送付いたしますので、一括送付を希望しない場合は届出の必要はありません。
 - ※ 「一括送付」の届出は、傘下に施設・事業所を有する法人本部（本社等）のみが対象です。傘下に属する各施設・事業所からの届出は受け付けておりませんので、ご注意ください。



法人の方へのご案内「一括送付」の仕組みを導入しています

<「一括送付」の届出方法>

- ① 当省HPから届出書をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出先メールアドレスへご提出ください。【提出期限】**9月20日（金）**

厚生労働省HP「一括送付の仕組みの創設について」

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/78-23_shikumi.html

※以前の調査で届出を行ったことがある事業所においても、お手数ですが再度のご提出をお願い致します。

- ② 内容確認後、調査事務局よりメールで調査対象事業所一覧のお知らせを行うとともに、郵送にて調査対象事業所分の調査票を法人本部（本社等）へ送付いたします。

届出用HPはこちら



※「一括送付」手続きの流れ

Step 1 届出書のダウンロード

・「一括送付」を希望する場合、厚生労働省HPから届出書をダウンロードしてください。

9月20日まで

Step 2 届出書の記入・提出

・様式に必要事項を記入の上、提出先メールアドレスまでお送りください。
※提出先メールアドレスは当省HPに掲載

10月頃～

Step 3 調査対象事業所一覧の送付

Step 4 調査票の受取

・調査事務局から調査対象となった事業所の一覧をお送りいたします。
・法人本部宛（届出書記載の住所）に、調査対象となった事業所分の調査票等が一括で送付されます。

※Step3と4は前後する場合があります。

10月末～11月上旬

Step 5 調査票の提出

・調査票に記入いただき、オンライン又は郵送にてご提出をお願いします。

令和6年度介護従事者処遇状況等調査の実施について

1 調査の目的

本調査は、介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査時期及び公表時期

(1) 調査時期

令和6年10月

(2) 公表時期

社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会における結果の公表時期は、令和7年3月頃を予定。その後、介護給付費分科会に報告。

3 調査対象等

(1) 調査対象

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所並びに当該施設・事業所に在籍する介護従事者等

(2) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

(3) 抽出率

別表参照

4 調査項目

(1) 施設・事業所票

給与等の状況、介護職員処遇改善加算等※の届出の状況（令和5年度）、介護職員等処遇改善加算（新加算）の届出の状況（令和6年度）、給与等の引き上げ以外の処遇改善状況 等

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員処遇改善支援補助金

(2) 従事者票

性別、年齢、職種、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、基本給の額、手当の額、一時金の額 等

（令和5年9月及び令和6年9月の給与額等を調査）

令和6年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）の抽出率について

	母集団数	施設・事業所票	従事者票									
			介護職員	訪問介護員	サービス提供責任者	看護職員	生活相談員・支援相談員	PT・OT・ST又は機能訓練指導員	介護支援専門員	栄養士	調理員	事務職員
介護老人福祉施設	8,460	1/4	1/5	－	－	1/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/2
介護老人保健施設	4,190	1/4	1/5	－	－	1/4	1/1	1/2	1/1	1/1	1/1	1/2
介護医療院	811	1/1	1/2	－	－	1/4	－	1/2	1/1	1/1	1/1	1/2
訪問介護	35,401	1/20	－	1/4	1/1	－	－	－	－	－	－	1/1
通所介護 （地域密着型通所介護を含む）	45,037	1/20	1/2	－	－	1/1	1/1	1/1	－	1/1	1/1	1/1
通所リハビリテーション	7,960	1/5	1/2	－	－	1/1	－	1/1	－	1/1	1/1	1/1
特定施設入居者生活介護	5,895	1/5	1/5	－	－	1/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/2
小規模多機能型居宅介護	5,496	1/4	1/2	－	－	1/1	－	－	1/1	1/1	1/1	1/1
認知症対応型共同生活介護	14,225	1/10	1/2	－	－	1/1	－	－	1/1	－	－	1/1
居宅介護支援	36,683	1/20	－	－	－	－	－	－	1/2	－	－	1/1

※施設・事業所数は「介護給付費等実態統計（令和6年1月審査分）」（厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当））による請求事業者数である。